

ハウジングサービス約款

株式会社ギガプライズ（以下「当社」といいます）は、当社が提供するデータセンターサービスの契約者（以下「甲」といいます）と締結したデータセンターサービス契約書（以下「基本契約」といいます）に基づいてハウジングサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり、その提供内容及び条件について、以下のとおりハウジングサービス約款（以下「本約款」といいます）を定めます。

第1条（定義）

本約款において使用される用語は、本約款に定義されるものを除き基本契約に定義されるものとします。

第2条（本サービスの範囲）

本サービスの範囲は、基本契約に定めるとおりとします。

第3条（本約款の適用及び変更）

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり、本約款の定めが適用されることに同意した上で基本契約を締結するものとします。
2. 当社は、甲の一般の利益に適合する場合、又は本約款の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的と判断した場合には、一定の予告期間をもって本約款を変更できるものとします。この場合、当該予告期間内に甲から基本契約又は本サービスの解約の通知がされなかったときは、本約款の変更につき甲による承諾があったものとみなします。
3. 本約款を変更する場合、当社は、効力発生日を記載した変更後の本約款を当社ホームページに掲載することにより、甲に周知するものとします。

第4条（甲の注意義務）

1. 甲は、基本契約に定めるデータセンターに入館するにあたり、第三者が所有又は利用するサーバ及び機器等の設備（以下「利用設備」といいます）について、善良なる管理者の注意をもって当該設備の安全確保を十分に行うものとします。
2. 甲は、甲の利用設備について、落下防止及び転倒防止等の安全対策を講じるものとします。
3. 甲は、甲の利用設備の搬入又は設置について、当社の指示に従うものとします。
4. 甲は、甲の利用設備に記録されるデータ及びプログラムの管理を自己の責任において管理するものとします。

第5条（甲の利用設備の運用）

1. 当社は、第2条に定める本サービスの範囲外のサービスは行わないものとし、甲の利

ハウジングサービス約款

用設備の管理、運用及び保全等については、甲の責任において行うものとします。

2. 当社は、甲の利用設備もしくはその周辺に発火、発煙、異音、温度、湿度等の変化等の異常が認められる場合、又は人命に関わるような緊急な対処が必要と判断した場合は、甲に事前通知することなく、ラック等の開閉、ラック等を設置するスペースの立ち入り禁止等、必要な措置を講ずることがあります。この場合、当社は甲に対して当該措置を講じたことを事後報告するものとします。

第6条（電力の提供）

1. 当社は、甲が本サービスを利用するために当社が必要と認める限度で、電力を提供します。
2. 甲が利用できる電力は、基本契約で定めた上限までとし、当該上限を超えた電力の使用により発生したブレーカ等制御装置の作動等によって甲が損害を被ったとしても、当社はいかなる責任も負わないものとします。
3. 甲が利用できる電力の上限を超えた場合、当社は甲に対し別途追加料金を請求する場合があります。
4. 甲が当社の指示による電力の使用方法与異なる方法で電源を使用する場合、又は基本契約に定める電力使用量の上限を著しく超えた場合、当社はラック等及びラック等を設置するスペースに対しての送電を停止することがあり、甲はこれを承諾することとします。

第7条（基本契約終了時の義務）

1. 解約、解除その他理由の如何を問わず基本契約が終了したときは、甲は、当社が定める日(以下「撤去日」といいます)までに、甲の利用設備を撤去し、ラック等及びラック等を設置するスペースを明け渡すものとします。
2. 本サービスの利用開始から甲の利用設備の撤去までの間に、甲又は甲作業者が、当社のラック等を含む設備及びラック等を設置するスペースを変更、毀損等した場合、甲は原状回復を行うものとし、その作業に必要な費用は甲の負担とします。
3. 甲が第1項の定めに従わず甲の利用設備の撤去作業を行わなかった場合、当社又は当社の委託会社は、甲に代わって甲の利用設備の撤去作業を行うことができるものとし、当該撤去作業に伴い発生した費用は甲が負担するものとします。
4. 撤去日を徒過したにもかかわらず、甲の利用設備が撤去されていない場合、当社は当該利用設備を廃棄又は換価処分することができるものとし、甲はこれを承諾するものとします。
5. 前項の定めに従い当社が対処した場合において、甲が損害を被った場合、又は甲作業、間接利用者もしくは第三者等との間で紛争が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとし、甲の費用負担と責任をもって処理解決するものとします。

ハウジングサービス約款

第8条（提供場所の変更）

1. 当社は、当社の事情により甲の利用しているラック等を設置するスペースの位置（以下「提供場所」といいます）を変更することがあるものとします。その場合、当社は6ヶ月前までに甲に通知するものとします。
2. 提供場所を変更する場合、甲と当社は別途協議の上で位置変更の作業を行うものとします。甲は、提供場所の変更に伴う作業の間、本サービスを利用できない時間が生じることについて了承するものとし、これに伴う損害賠償、又は保証等の請求をしないものとします。

付則

1. 2024年5月1日より施行するものとします。

以上